



平成 30 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 丸 山 製 作 所  
代 表 者 名 代表取締役社長 尾頭 正伸  
(コード：6316 東証第1部)  
問 合 せ 先 専務取締役 鎌倉 利博  
管理本部長  
(TEL 03-3252-2271)

### 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といいます。）に対し、金銭を追加拠出することに伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 8 月 27 日(月)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 49,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,787 円
(4) 処 分 総 額	87,563,000 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) そ の 他	該当事項はありません。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 23 年 8 月 9 日付で本制度の導入を決議し、本制度を継続しております。（本制度の概要につきましては、平成 23 年 8 月 9 日付「株式給付信託（J-E S O P）の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社（本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下、「本信託」といいます。）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中において、当面 10 年間の間に当社の従業員が給付を受ける権利を取得すると見込まれる株式数に相当するものであり、平成 30 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数に対し 0.97%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 30 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 48,955 個に対する割合 1.00%）となりますが、本自己株式処分は従業員の意欲や士気を高めるためのものであり、当社の企業価値向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であります。また、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられないので、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

#### 【追加信託の概要】

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結しており、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者です。
受益者	株式給付規程に定める株式給付等の権利を取得した者
信託管理人	当社の従業員より選定
議決権行使の方針	当社の従業員より選定された信託管理人からの指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使します。
追加信託日	平成 30 年 8 月 27 日（予定）
追加信託金額	87,563,000 円（予定）

#### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（平成30年7月9日から平成30年8月8日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である1,787円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1か月としたのは、直近3か月、直近6か月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、処分価額1,787円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,801円に対して99.22%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3か月間の終値平均1,842円（円未満切捨）に対して97.01%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均1,850円（円未満切捨）に対して96.59%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえ、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上